

公益財団法人 さいたま市公園緑地協会

常勤役員候補者 募集案内

1 募集内容

公益財団法人さいたま市公園緑地協会（以下「協会」という。）の常勤役員候補者を募集します。 ※ 候補者選考後は、協会の評議員会での役員（理事）選任決議、さらに、協会の理事会での理事長への選定決議を経て、正式に就任、執務していただくこととなります。

職種等	職務の概要	募集人数
理事 (理事長)	公益財団法人である協会の適正かつ健全な組織運営及び経営を実現するため、理事会の方針等に従い、法人の代表者（代表理事）として、事業活動全般にわたる業務執行の指揮、監督を行う。 ※ 理事長＝代表理事は、法人を代表し、業務の執行にあたる役割を担っています。	1名

2 求める人材のイメージ

公益財団法人として健全な組織の発展を実現するため、事業運営に必要な知識を有するとともに、『公益と経営』のバランス感覚に基づく経営能力、実行力、リーダーシップのある人材を募集します。

3 主な応募日程

（詳しくは、次項以降を必ず参照のこと。）

受付期間 令和5年1月24日（火）～令和5年2月24日（金）
※ 協会本部（別所沼公園事務所内）へ持参してください。（郵送不可）
1次選考〔書類選考〕
2次選考〔面接選考〕 令和5年3月中旬 ※1次選考合格者に後日通知します。

4 応募資格

(1) 次のいずれかの要件を満たす者とします。

- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(2) 次のすべての要件を満たす者とします。

- ア 令和5年6月に開催される評議員会終結の日から、職務を遂行できる者
- イ 法人等において役員や経営管理職層などのマネジメント業務の経験を5年

- 以上有する者又はそれと同等の経験を有する者
- ウ 協会の事業を理解し、適正かつ健全な組織運営・経営に貢献する意欲のある者
 - エ 協会が所有する企業・団体等の情報を漏えい並びに自己又は第三者の利害関係のために使用することがなく（役員退任後も含む。）、公平性、平等性及び透明性を持って業務を遂行できる者

(3) 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ア 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 6 条第 1 号イからニまでに規定するいずれかの欠格事由に該当している者 ※ 6 ページ参照
- イ 破産者、成年被後見人又は被保佐人
- ウ 物品の製造若しくは販売若しくは協会の事業に関連する業務の請負を業とする者で、協会と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員（同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- エ 協会が管理する施設を使用して事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

5 提出書類等

申込書等の様式は、協会ホームページ（<https://www.sgp.or.jp/>）からダウンロードして、作成してください。

① 申込書・受験票 (別紙様式 1)	<input type="checkbox"/> 様式の記載事項に従い、記入のうえ、写真（縦 4 cm×横 3 cm）を申込書に必ず貼ること。
② 小論文 (別紙様式 2)	<input type="checkbox"/> 様式 2 に示す課題に沿って、応募者本人が自筆（楷書で記載すること。）又はパーソナル・コンピューター等により 1,000 字から 1,200 字程度で作成すること。 <input type="checkbox"/> A 4 縦長用紙又は原稿用紙等の使用も可。ただし、様式 2 に準じ、冒頭に「課題名」「氏名」を記入のうえ、横書きで記入すること。 ※ 課題名は様式 2 に記載してあります。
③ 1 次選考結果の返信用封筒	<input type="checkbox"/> 封筒※に 244 円分の切手（特定記録郵便料金を含む。）を貼付し、表面宛先に応募者の郵便番号、住所、氏名を記入。 ※ 長さ 14 cm～23.5 cm、幅 9 cm～12 cmの定型封筒

注 1 受付期間を過ぎた場合は、理由のいかんを問わず受理できません。また、記載事項の不備や提出書類の不足等がある場合も受理できませんので注意してください。

注 2 提出された書類等は返却しません。（一定期間保管後、個人情報記載書類として、適正に処分します。）

6 申込方法

(1) 受付期間 令和 5 年 1 月 24 日（火）～令和 5 年 2 月 24 日（金）

※ 土曜日・日曜日・祝日は受け付けいたしません。

(2) 受付時間 午前9時～午後5時

(3) 受付方法 **10 問合せ・応募申込先**まで直接持参してください。

※ 前項**5 提出書類等** ① ② ③ をご持参願います。

郵送やファックスでの受け付けは、いたしません。

7 選考方法

選考区分	1次選考	2次選考（1次選考合格者のみ）
選考日	_____	令和5年3月中旬 ※ 1次選考合格者への結果通知にて連絡します。
場所等	_____	さいたま市南区別所4丁目12番10号 (別所沼公園事務所内) (公財)さいたま市公園緑地協会本部 2階 会議室 ※ 詳細は、1次選考合格者への結果通知にて連絡します。
選考内容	書類審査（提出書類）	個人面接
結果通知	令和5年3月上旬までに、応募者全員に郵送します。	選考後すみやかに、受験者全員に郵送します。
	合格者の受験番号は、上記通知日から1週間、本部窓口での掲示及び協会ホームページでの掲載により、公表します。（電話等での問い合わせにはお答えしません。）	

※選考の結果、適任者なしと判断する場合があります。

8 合格から就任まで

- (1) 合格の通知後に、応募資格がないと判明した場合や申込書等の記載に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 応募した合格者は、令和5年6月に予定されている評議員会において決議を経て理事に選任され、理事会での決議を経て理事長に選定された後、正式に就任となります。
- (3) 候補者として内定後又は理事長就任後、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、もしくは、これに堪えないことが明らかになった場合には、内定の取消し又は評議員会において理事職の解任をすることがあります。

9 任期、報酬等

- (1) 任期は、令和6年度事業・決算報告に関する定時評議員会終結の日（令和7年6月下旬予定）までです。ただし、評議員会において任期中の業績、能力が優れていると判断された場合には、更に1期再任されることもあります。

なお、理事長として能力、資質が不適格と判断された場合には、任期途中で解任されることもあります。

- (2) 理事長には、公益財団法人さいたま市公園緑地協会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程に基づき、報酬・賞与・通勤手当が支給されます。

報酬月額(予定) 理事長 320,000円

※注 報酬月額は理事会によって最終決定されます。

※ 出張に係る旅費等の費用については、協会旅費規程に準じて支給されます。

- (3) 退任時の退職金等の支給はありません。

- (4) 執務時間

原則として、祝日を除く月曜日から金曜日までの間、常勤役員として執務していただきます。

※ 業務の性質上、土曜日・日曜日・祝日に執務を行うこともあります。

- (5) 勤務地

さいたま市南区別所4丁目12番10号(別所沼公園事務所内)

公益財団法人 さいたま市公園緑地協会 本部

- (6) 福利厚生

健康保険、厚生年金保険

10 問合せ・応募申込先

〒336-0021

さいたま市南区別所4丁目12番10号(別所沼公園事務所内)

公益財団法人 さいたま市公園緑地協会 総務グループ 真鍋・高橋

電 話 048-836-5678

F A X 048-836-5200

E-mail info@sgp.or.jp

公益財団法人 さいたま市公園緑地協会 概要

◇ 概 要

名 称	公益財団法人 さいたま市公園緑地協会
所 在 地	埼玉県さいたま市南区別所 4 丁目 12 番 10 号（別所沼公園内）
設立年月日	昭和 56 年 4 月 3 日（財団法人設立） 平成 23 年 4 月 1 日（公益財団法人へ移行）
基本財産	28,000,000 円（出資者：さいたま市）

◇ 目 的

埼玉県内における都市公園等において良好な景観を維持し、市民が快適に利用できるよう運営することにより、公園機能の増進と、公園文化の創造を維持するとともに都市緑化の普及啓発を行うことをもって、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

◇ 事 業

(1) 公益目的事業

- ア 公園文化の創造と展開のために、施設の活性化を目的とした市民協働型の都市公園等の運営・管理・維持を行うことにより利用の促進及び公園機能の増進を図る事業
- イ 緑の基金の造成・管理・運用による都市緑化助成や普及・啓発を通じた緑化推進を目的とする事業
- ウ 公園文化の創造と展開を目的とした都市公園等の広報強化及び公園文化の調査・研究事業

(2) 収益事業

- ア バッテリーカーの運営、自動販売機の設置、売店及び移動販売車の出店、物品販売・物品レンタル 等事業

(3) その他の事業

- ア 当協会の目的を達成するために必要な事業

◇ 組 織（令和 5 年 1 月 1 日現在）

役員等	評 議 員	6 名（非常勤）
	理 事	7 名
		（理事長 1 名（常勤）、常務理事 1 名（常勤）、5 名（非常勤））
	監 事	2 名（非常勤）
職 員	プロパー	60 名
	嘱 託	14 名
	パートタイマー	133 名

【参考】

「**4 応募資格**」－(3)－ア」の欠格事由については、下表条文を参照してください。

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)から抜粋
- ・ 文中の下線__箇所が該当

(欠格事由)

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

二 第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの

四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号 に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの

五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

※別紙「公益法人の各機関の役割と責任(理事会・理事編)－公益財団法人の理事必携－(内閣府公益認定等委員会作成)に理事の心得、義務・責任、理事会・理事の権限等記載されています。